

北海道告示第11541号

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号の規定により、令和4年12月22日からの大雪による災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の実施について、次のとおり救助を終了する。

令和4年12月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 救助を終了する区域

北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町及び紋別郡雄武町

2 救助終了日

令和4年12月26日

3 救助を終了する理由

全ての避難所が閉鎖されたため